

留 萌 市 競 争 入 札 心 得

(総 則)

第1条 留萌市が行う一般競争入札及び指名競争入札の参加に当っては、別に定めるもののほかこの心得を承知して下さい。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されているものを除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、市を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

(入 札)

第3条 入札参加者は、入札公告、指名通知、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等をよく確認し、誓約事項(別添1)を承諾のうえ、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行って下さい。

2 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行なわず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。その場合、委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。

また、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の指名(法人の場合には、その名称及び代表者指名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する外の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれにかえる担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をして行った入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知をした場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札時無に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9号 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。ただし、予定価格を事前に公表している場合においては再度入札は行いません。

2 前項の再度入札執行の結果、落札に至らなかった場合は、競争入札を打ち切り、再度入札において、最低の価格で入札をした入札参加者又はその代理人と直ちに随意契約の交渉を行う場合があります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をしたものを落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札したものが2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札時無に関係のない職員にくじを引かせます。

3 第3条第1項の誓約事項に抵触することが認められたとき又は警察当局より留萌市暴力団の排除の推進に関する条例(留萌市条例第28号)第2条に該当する旨の通知があったときは、落札決定を取り消すことがあります。

(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者としめない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によって、そのものが当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとき。
 - (2) そのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行ったものは、契約担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としなない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをしたものを落札者とします。

(入札保証金の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外に対しては入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合には、入札保証金又はこれに代える担保は全て返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に留萌市に提出しなければなりません。ただし、第3条第1項に規定する誓約事項に抵触するおそれがあると認められるときは、契約を保留し調査することとなります。

- 2 前項の調査により誓約事項に抵触しないことが認められたときは、速やかに落札者にその旨連絡し、契約締結を行うものとします。

(入札保証金の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はそれに代えて提出した担保は、留萌市に帰属します。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されているものを除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期及び事情聴取を行なうこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条に定めるもののほか、契約担当者が入札を公平に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名されたものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名されたものは、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡してください。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡してください。

3 前項により入札を辞退したものに対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(異議の申立て)

第 21 条 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積り書の提出をもって誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

1 法人等（個人、法人または団体を言う。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものを言う。）が、留萌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年留萌市条例第 28 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員（以下「暴力団等」という。）である。

2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的を持って、暴力団等を利用するなどしている。

3 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

4 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している。